

郵送による消防設備等の点検報告について

消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書を郵送で届出することができるようになりました。

郵送での受付方法や注意点などは以下をご覧ください。



準備するもの



1. 点検結果報告書(正本)

※記載漏れや必要書類の添付漏れがないように確認して下さい。

※報告書の内容について確認するため消防署から連絡する場合がありますので、報告書別記様式第1の電話番号欄には、報告に関して対応可能な方の連絡先を記入して下さい。

2. 点検結果報告書(副本)

※消防署において受付印を押印した点検結果報告書の返信を希望される場合に必要です。

※正本と同じ内容が記載されていることを確認して下さい。

3. 返信用封筒

※消防署において受付印を押印した点検結果報告書の返信を希望される場合に必要です。

※副本の重さや大きさに応じた返信に必要な料金分の切手を貼付して下さい。

※予め宛名をご記入下さい。

返信時期



副本の返信を希望される場合は、受付後概ね1～2週間程度で返信します。

※郵送件数の多寡により、返信時期が遅れることがあります。

留意事項



郵送による報告は持参による報告と比べると、不明な点をその場で確認できないため、受付や返送の手続きに時間を要する場合がありますので、発送は余裕をもって行って下さい。

郵送方法については任意ですが、消防機関に郵送物が届かない場合、消防機関では責任を負いかねますのでご了承ください。

郵送事故等による書類の紛失を防止するため、簡易書留等の配達記録が残る方法で行って頂くことを推奨します。

副本の返信を希望する場合、返信用封筒がない場合や必要な料金分の切手が貼付されていない場合は、返信ができません。これらに該当する場合は、改めて返信用の封筒を郵送して頂くかまたは、受付窓口へお越し頂く等の対応が必要となります。

点検結果報告書に記載漏れや添付漏れがある場合は、必要な要件を具備するよう求めるとともに、改めて送付するか、直接報告に来るように指導する場合があります。以下の事項を郵送の前に改めて確認してください。

郵送する前の最終確認



(1) 点検結果報告書に記載漏れはないですか？

(以下の内容は特に注意して下さい。)

- ・ 届出日
- ・ 防火管理者欄(防火管理者が選任されている場合に限る。)及び立
会者欄(点検に立ち会った者がいる場合に限る。)

(2) 点検結果報告書に必要な書類の添付漏れはないですか？

(下記点検票は特に注意して下さい)。

・点検票別記様式第 23 非常電源専用受電設備

・点検票別記様式第 26(配線)

(3) 副本の返信を希望する場合は、正本と同じ内容のものを希望部

数用意していますか？

(4) 副本の返信を希望する場合は、返信用封筒に副本の重さや大きさに

応じた必要な料金分の切手を貼り、宛名を記載していますか？

(宛名は、副本を返信するために必須です。無記入、誤記入等が無い

よう、今一度確認して下さい。)

【報告様式】総務省 消防庁ホームページ

<https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/post-1.html>

【送付先】


石橋地区消防組合消防本部 予防課 〒329-0512 下野市下石橋 246-1

石橋消防署 〒329-0512 下野市下石橋 246-1

壬生消防署 〒321-0211 壬生町国谷 1036

上三川消防署 〒329-0611 上三川町上三川 4230-1

【問い合わせ】

石橋地区消防組合消防本部 予防課  0285-53-6166